

第5章

戦略の推進体制

～確実に戦略を進めるために～

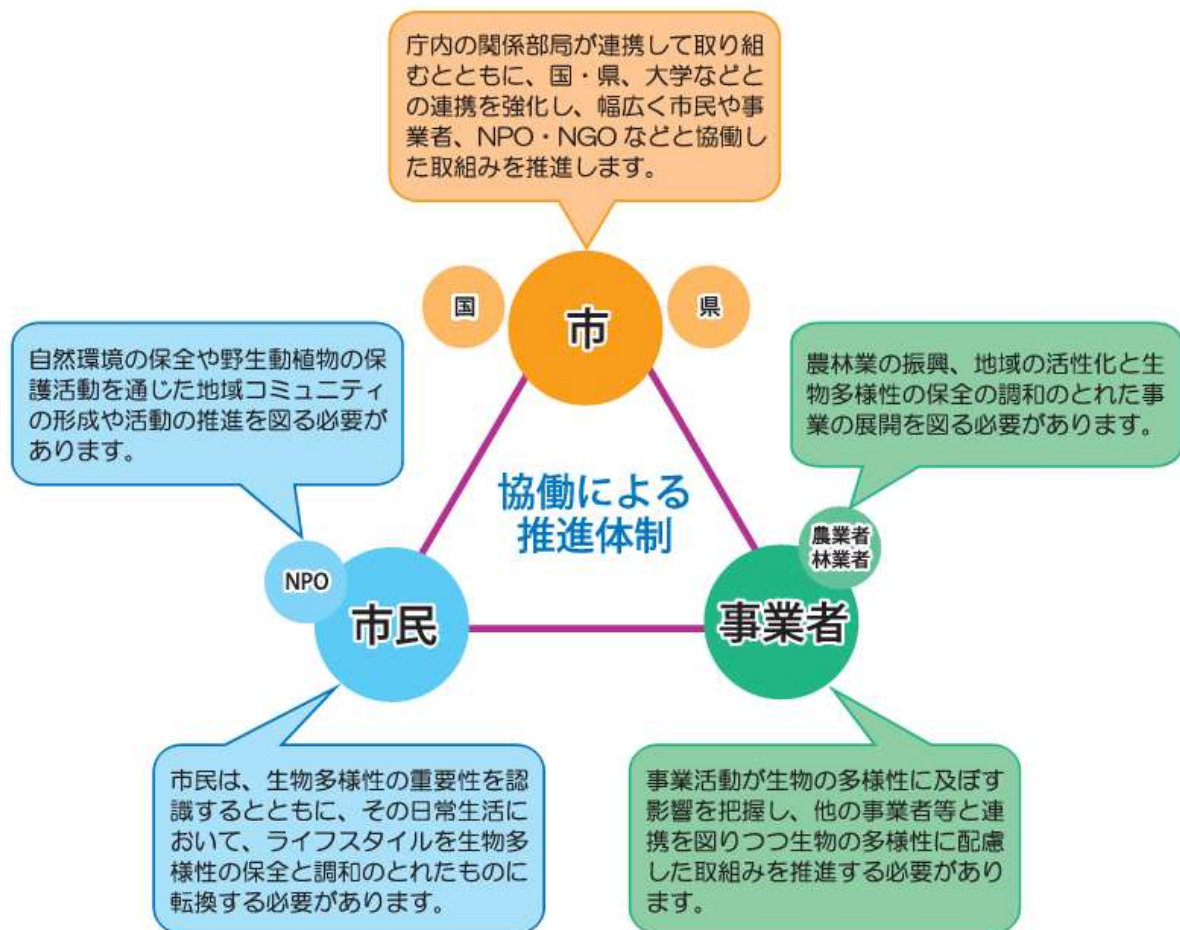
- 1 推進体制
- 2 進管理

1 推進体制

生物多様性の保全と持続可能な利用を目指す本戦略は、行政や一部の取組みを行う市民に向けたものではありません。岡崎市における生物多様性の保全と持続可能な利用の実現には、市民一人ひとりの協力が不可欠です。

本戦略の実施主体である市民やNPOなどの市民団体、事業者、行政が、日々の暮らしの中で生物多様性への気遣いを持ち、それぞれのできる範囲の取組みを推進していかななくてはなりません。そして、これらの実施主体が連携して取組みを発展させていくことで、市域において生物多様性の保全と持続可能な利用を推進することができます。

各実施主体に期待される役割及び協働による推進体制は、次のとおりです。



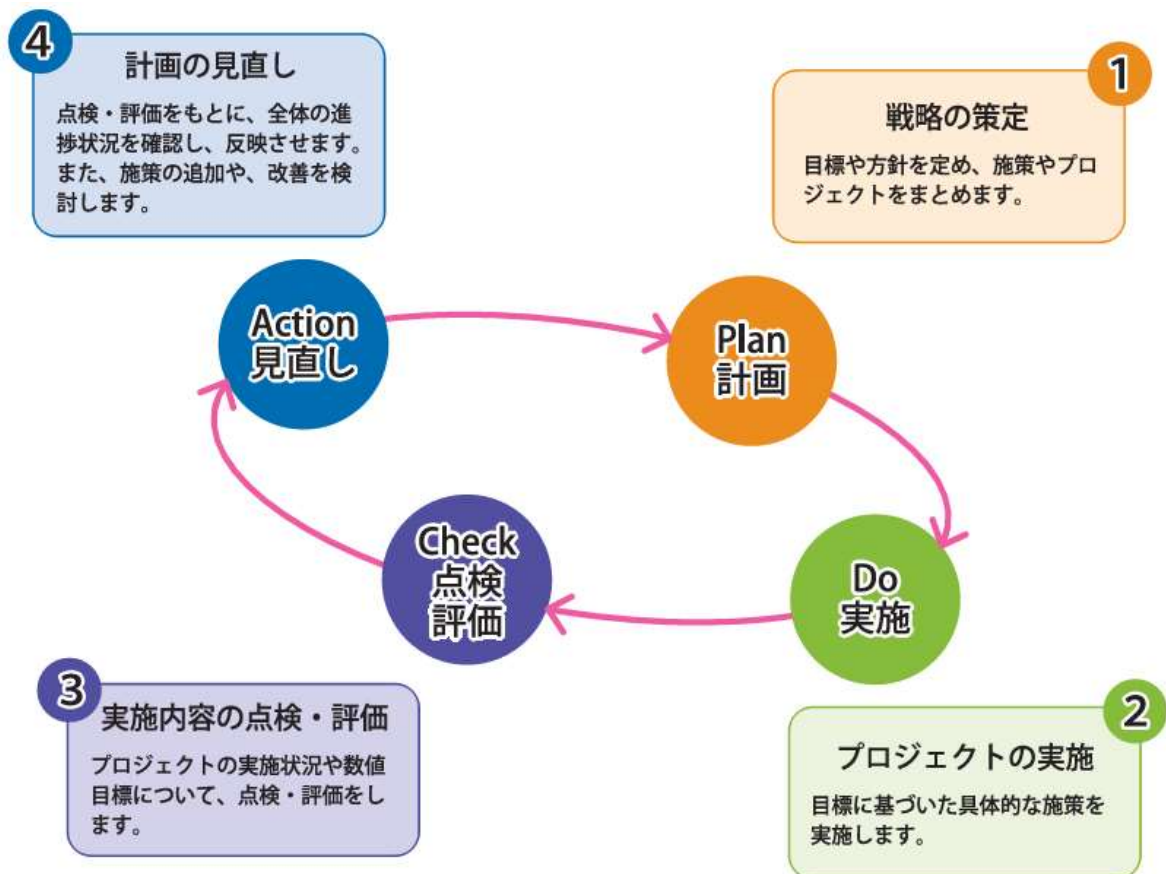
2 進行管理

本戦略の対象期間は 2050年ですが、確実な施策の実施には、毎年進捗状況の点検を行い、社会状況の変化を反映しながら適宜施策の見直し、施策の変更を行うことが必要です。

また、市民や市民団体、事業者などの実施主体との、情報共有、意見交換を行い、施策の追加や改善を行うことも必要です。

そのため、具体的施策の数値目標の達成状況を踏まえ、バックキャスティングにより定めた2030年目標である「生物多様性の損失に歯止めをかけ回復に転じる。」を達成するために、概ね5年ごとに戦略の点検・評価を行います

本戦略の各種施策の進行管理は、「PDCA サイクル」を用います。PDCA とは、「Plan(計画)」「Do(実施)」「Check(点検・評価)」「Action(見直し)」のことで、この4段階をP → D → C → A の順で繰り返し、業務の継続的な改善を図っていくものです。



資料編

- 1 戦略中間見直し体制
- 2 用語解説

1 戦略中間見直し体制

本戦略の中間見直しに当たっては、環境審議会に諮問し、約2年にわたり環境審議会自然環境部会の委員のみなさまに御審議をいただきました。見直し案の策定にあつては、庁内各部局にヒアリングを行い、市民や事業者のみなさまの御意見を反映させるため、令和4年3月に市民・事業者アンケートを実施しました。

岡崎市環境審議会委員一覧

部 会	区 分	氏 名	所 属 等
会 長		丸 山 泰男	元愛知県環境部技監
自然環境	部会長	渡 邊 幹男	愛知教育大学 教授
	職務代理	香 坂 玲	東京大学 教授
	委 員	浦 野 友一	愛知県地域環境保全委員
	委 員	河 江 喜久代	愛知植物の会
	委 員	杉 山 範子	名古屋大学大学院 特任准教授
	委 員	橋 本 啓史	名城大学 准教授
	委 員	江 坂 さとみ	公募市民
	委 員	鈴 木 芳博	公募市民
生活環境	部会長	竹 内 恒夫	名古屋大学大学院 名誉教授
	職務代理	長 谷 川 えり子	愛知学泉短期大学 教授
	委 員	片 岡 明博	株式会社岡崎さくら電力 代表理事
	委 員	加 藤 勝己	岡崎市総代会連絡協議会 副会長
	委 員	児 玉 剛則	愛知県地球温暖化防止活動推進センター
	委 員	佐 谷 智	未来城下町連合 代表
	委 員	鈴 木 純子	JAあいち三河女性部 副部長
	委 員	鳥 山 紀幸	愛知県地球温暖化防止活動推進員
	委 員	山 中 賢一	岡崎商工会議所 専務理事
	委 員	杉 原 毅	公募市民
	委 員	長 尾 茉紘	公募市民

中間見直し経過

日 付	会 議 等	内 容
令和3年7月14日	令和3年度 第1回岡崎市環境審議会(諮問)	中間見直しについての諮問 自然環境部会への付託
令和3年11月15日	第1回自然環境部会(審議)	これまでの実績報告 体系の見直し
令和4年1月18日	令和3年度 第2回岡崎市環境審議会(報告)	自然環境部会審議内容報告
令和4年2月14日	第2回自然環境部会(審議)	具体的施策と数値目標 市民アンケート内容
令和4年3月	市民・事業者アンケート実施	市民3,000人、事業者200者 対象
令和4年5月17日	第3回自然環境部会(審議)  【棚田視察風景】  【わんパーク視察】	現地視察 (千万町町棚田、わんパーク)
令和4年10月18日	第4回自然環境部会(審議)	改定案 パブリックコメント案
令和4年12月	パブリックコメント実施	意見提出人数10人 (意見数22件)
令和5年2月10日	第5回自然環境部会(審議)	パブリックコメント結果 最終案
令和5年2月14日	令和4年度 第4回岡崎市環境審議会(答申)	自然環境部会審議結果報告 答申

2 用語解説

◆ アルファベット

【CSR(企業の社会的責任)】

Corporate Social Responsibility の略。「企業の社会的責任」と訳される。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー(利害関係者)全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方。

【NbS】

NbS(Nature-based Solutions)自然を基盤とした解決策。国際自然保護連合(IUCN)と欧州委員会が定義を発表した概念。自然が持つ様々な機能を用い、社会課題の解決を目指すことで、結果的には人間の幸福や生物多様性の回復につながるということ。

【OECM】

OECM(Other Effective area-based Conservation Measures)里地里山や企業林や社寺林などのように地域、企業、団体によって生物多様性の保全が図られている土地。

【30by30(サーティバイサーティ)】

2021年6月のG7サミットにおいて、G7国は世界目標の決定に先駆けて30by30を進めることに合意した2030 年までに陸域の30%と海域の30%を保全・保護を目指す目標。

2021年G7サミットで約束された、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる(ネイチャーポジティブ)というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標で、G7各国が自国の少なくとも同じ割合を保全・保護することについて約束している。

◆ ア行

【維管束植物】

水や体内物質移動の通路となる維管束を体中に持つ植物の総称。具体的には、シダ植物および種子植物(裸子植物、被子植物)が該当する。

【奥山】

人里から離れた深山の地域。人の影響が小さい状態で維持されてきた地域。

◆ カ行

【回廊(コリドー)】

野生生物の生息地を結ぶ带状のエリアのことで、離れた場所に生息する生物が相互に移動することを可能にする「回廊」を意味する。

【外来種】

国内外問わず自然分布域(その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域)の外に生育又は生息する生物種のこと。移入種ともいわれる。

【外来生物】

外来生物法では、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物と定義されている。

【外来生物法】

正式名称は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成16年法律第78号)。海外からの移入生物による、日本の生態系、人の生命や健康、農林水産業への被害を防止するために、飼養、栽培、保管又は譲渡、輸入などを禁止するとともに、国等による防除措置などを定めている。

【環境保全型農業】

農業のもつ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通して化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

◆ サ行

【里地里山】

農林業など人と自然の長年の相互作用を通じて形成された自然環境で、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される。多様な生物の生息環境として、また、地域特有の景観や伝統文化の基盤としても重要な地域である。

【自然共生サイト】

国が認定する、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域。

【持続可能な開発(Sustainable Development)】

将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発のこと。この概念は、環境と開発を互いに反するものではなく共存し得るものとしてとらえ、環境保全を考慮した節度ある開発が重要であるという考えに立つものである。

【自然環境保全地域】

優れた自然環境を保全するため「自然環境保全法」(昭和47年法律第85号)に基づき、環境大臣が指定した地域。優れた天然林が相当部分を占める森林、その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している河川、植物の自生地、野生動物の生息地等が指定されている。

【自然公園】

国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称。すぐれた自然の美しい風景地を保護しつつ、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように指定されている。

【自然林】

森林の発生・生育の過程を自然に任せている森林の総称。

【薪炭林】

薪(まき)や炭(すみ)の原料となる木材を生産するための森林。

【生産緑地(地区)】

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく「市街化区域」内にある農地等のうち、農地の緑地機能に着目して、公害や災害の防止、豊かで安全な生活環境の確保に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために指定される緑地。

【生態系ネットワーク】

エコロジカル・ネットワークともいう。分断された生物種の生息・生育空間を相互に連結することによって、劣化した生態系の回復を図り、生物多様性の保全を図ろうとする構想、または、その実践活動のこと。

【生物多様性基本法(平成5年法律第91号)】

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する 施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与することを目的とした基本法(2008年)。

【生物の多様性に関する条約:Convention on Biological Diversity(CBD)】

1992年にリオデジャネイロ(ブラジル)で開催された国連環境開発会議(地球サミット)で採択された条約のひとつで、正式名称は「生物の多様性に関する条約」。1993年発効。この条約では、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正な配分を目的としている。日本は1992年に署名、翌年加盟・受諾した。

◆ タ行

【多自然川づくり】

治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、また、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめる、とする自然環境に配慮した河川工事。国土交通省が所管する河川整備事業のひとつ。種の多様性が確保できる河川環境の保全・復元、河川の上下流方向や横断方向等の連続性のある環境の確保、その川に相応しい生物の生息・生育環境の保全・復元等を目標としている。

【地域個体群】

移動能力の大きくない生物は、同じ種でも地域によって遺伝的特性や生態的特性が異なることが多く、種を単位とする把握では十分でない場合がある。このような場合に、地域個体群という概念が用いられる。

【鳥獣保護区】

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号)に基づき、鳥獣の保護・繁殖のため環境大臣または都道府県知事が定める区域。

【特定外来生物】

「外来生物法」によって指定される、海外起源の外来生物であって、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす恐れがある動植物。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

◆ ナ行

【二次林】

原生林が伐採や災害によって破壊された後、自然または人為的に再生した森林。

【ネイチャーポジティブ】

2020年をベースラインとして、2030年までに自然の損失を止め回復軌道に乗せる(reverse)こと。2030年までに自然を純増(net positive)させることで、2050年までに自然を完全に回復させることができると予測されている。

◆ ハ行

【ビオトープ】

生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間、生物生息空間のこと。都市の中に植物、小動物、昆虫、鳥、魚などが共生できる場所を造成または復元したものもビオトープという。

【風致地区】

「都市計画区域」のうち、自然的要素に富んだ良好な景観を形成しており、都市の土地利用計画上、また都市環境の保全を図るため、風致の維持を図ることが必要な地区として市町村が都市計画に定めた地区。

◆ マ行

【水とみどりの森の駅事業】

「自然と人が交流するキーステーション」をコンセプトに旧額田町の合併を機に、水資源と豊かな自然環境を保全・育成・活用しながら将来へ継承することを目的とした事業。

【みどりの食料システム】

食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針。

◆ ラ行

【レッドリスト・レッドデータブック】

野生生物を危機的状況に応じてランク付けしたリストと、その解説本。国、愛知県、本市とそれぞれの立場でレッドリストを作成している。

国ではランク外のものであっても、本市内では絶滅のおそれがあるものは本市のレッドリストに掲載されており、逆も場合もある。自然環境調査データに基づき定期的に見直しを行う必要がある。

生 物 多 様 性 お か ざ き 戦 略

～多様な自然と豊かな暮らしが次世代へと
引き継がれる環境共生都市岡崎の実現のために～
岡 崎 市